

中国の意匠権利侵害の判断に関する裁判例 「美容器」事件

H28. 12. 29 判決 北京市高级人民法院 (2016)京民終 245 号

一審判決取消請求事件：請求棄却

概要

係争侵害製品が係争専利権の保護範囲に含まれることが認定された上で、専利民事侵権事件における侵害収益証拠の審査認定法則を明確にし、意匠類似性の判断も賠償額も一審判決が維持された事例。

[事件の経緯]

被控訴人（一審原告）は、松下電器産業株式会社（以下は、「松下株式会社」という）である。2012年9月5日に名称が「美容器」の係争意匠専利を取得し、権利付与公告番号はCN302065954Sである。

控訴人（一審被告）は、珠海金稻電器有限公司（以下は、「珠海金稻公司」という）及び北京麗康富雅商貿有限公司（以下は、「麗康公司」という）である。

2015年初、一審原告の松下株式会社は、意匠権利侵害訴訟を提起し、北京知識産権裁判所は権利侵害の差し止め判決（一審判決：（2015）京民初字第266号）をしたため、一審被告の珠海金稻公司及麗康公司是、その取り消しを求めた。

北京市高級人民法院は、控訴人の請求を棄却した。

[一審の判決]

係争侵害製品と係争専利意匠との相違点が二者の全体的な視覚効果に実質的な影響を及ぼさず、二者は類似意匠に当る。珠海金稻公司是、松下株式会社の承認を受けずに、係争侵害製品の製造、販売及び販売の申出を行なった。麗康公司是松下株式会社の承認を受けずに、係争侵害製品の販売及び販売の申出を行なった。

既存の証拠により、珠海金稻公司の係争侵害製品の販売、販売の申出による利益を証明できる。松下株式会社はインターネットに示される販売量と平均価格により、300万人民元の賠償金額を請求しており、合理的な理由がある。

また、松下株式会社は侵害行為の差し止めに合理的な支出をした。麗康公司是販売側として、本件訴訟を知りながら、差し止めなかったため、訴訟中の支出部分について共同負担の責任を履行しなければならない。

したがって、第一審は次のように判決した。二被告の権利侵害を差し止める。珠海金稻公司是経済的損失として300万人民元を賠償する。麗康公司是連帯して合理的な支出として20万人民元を賠償する。

[主な争点]

- (1) 意匠類似性の判断の誤り
- (2) 法定賠償額以上の賠償金額の確定には準拠の証拠なし

[裁判所の判断]

1. 係争侵害製品が係争専利権の保護範囲に含まれているかどうかについて

係争意匠権の図面をそれぞれに二種類の係争侵害製品の現物や写真と比較すると、そのボディの全体的なデザインが同様に、いずれも近似半楕円形状から斜め上方に60度の角度で絞った首部が形成され、さらに拡大してラッパ状の吐口が形成される形状であり、尚且つ、首部の弧度及びラッパ状の吐口の形状は同じ、ボディ上のボタンの位置、形状及び注水口の位置、形状も相同である。

その相違点は、台座のリング状溝、差し込み口、台座底部の支持点及び放熱孔の四つの方面にすぎない。また、取手のある係争侵害製品は、さらに取手があるというデザイン特徴がある。しかし、台座のリング状溝、差し込み口、台座底部の支持点及び放熱孔は、それぞれ製品の底部エリアや製品の台座の底面に位置し、普通の消費者が正常に当該製品を使うとき、通常に注意しないところ又は直接見えやすいところではないといえ、意匠の全体的な視覚効果への影響は比較的小さい。

その一方、製品のボディの外観及びその具体的なデザインは、製品が正常に使われたとき容易に見られるところでもあり、係争意匠の従来意匠との区別特徴でもあり、全体的な視覚効果への影響は著しい。

総合的に係争意匠と係争侵害製品の全部特徴及び全体的な視覚効果への影響を考慮すれば、両者の全体的な視覚効果が類似していると認定できる。

従って、係争侵害製品の意匠は、係争意匠権の保護範囲に含まれると認められる。また、取手のある係争侵害製品であっても、係争意匠権には取手がなく、製品のボディの形状デザインしか含まれてないことにもかかわらず、形状と取手は、意匠上の相互に独立するデザイン要素であり、ボディの形状デザ

インの他、取手を追加する設計は、製品自体の形状に顕著な視覚影響を及ぼさず、両者の全体的な視覚効果には明確な差異が生じない。両者の意匠が類似と判断された場合、取手のある係争侵害製品が係争意匠権の保護範囲に含まれると認められる。

2. 賠償金額確定の妥当性について

特許法第六十五条の規定は、「特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、特許使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1万元以上100万元以下の賠償を認定することができる。」ことである。

特許法第六十五条一項に規定されている権利者の損失と権利侵害者が取得した利益と当該特許の使用許諾料との三つの事項について、権利者も権利侵害者も立証することができる。権利者と権利侵害者のいずれも立証せず、又は立証した証拠が不足で前記事項を確定できない場合、人民法院は特許法第六十五条二項の規定に基づき、法定賠償上限額以下で賠償額を適宜確定すべきである。当事者は、権利者の損失、権利侵害者が取得した利益、又は当該特許の使用許諾料について立証した場合、人民法院は全面的且つ客観的に証拠を審査した上でロジック的推理をして日常生活の経験から関連証拠で証明しようとする損害賠償の事実は相当程度の可能性に達しているのかを判断すべきである。

専利権侵害の損害挙証が難しく、専利権侵害行為に関する帳簿、資料は主に侵害者に保有されていることを考慮して、権利者がその挙証能力範囲内で侵害者の収益状況を十分に証明し、かつその請求した経済的損失金額の合理性を十分に説明しているが、侵害者が反対の証拠で権利者の賠償請求を覆せない場合、人民法院は、権利者の主張と提示された証拠で、侵害者の権利侵害による収益を認定することができる。

中国最高人民法院が公布した「現在の経済情勢下での知的財産裁判サービス大局の若干の問題についての意見」(法発「2009」23号)における第16条の規定によれば、権利侵害によって損なった金額又は権利侵害によって収益した金額について立証し難いけれども、証拠を持って前記金額が明らか

に法定賠償額の最高額を超えたことを証明できれば、ケース全体の証拠に合わせて法定最高賠償額以上で賠償額を合理的に確定すべきである。当該規定に従い、十分な証拠で権利者の損害又は権利侵害者の収益は、明らかに法定賠償上限額より高いということを証明できれば、一対一の証拠で具体的な金額を精確に算出できなくても、権利者は、その請求賠償額の計算方法及び結果算出手順を説明し、それに、補助として対応する証拠でその合理性を証明できれば、人民法院は、法定最高賠償額以上で権利者の賠償請求を支持することができる。

本ケースにおいて、賠償金額については、松下株式会社が公証機関による証拠収集により、一部の電子商取引プラットフォームで検索した結果、規格が侵害製品と同一の製品の販売総台数は18,411,347台で、平均価格は260元であることが分かった。これを賠償請求の根拠とした。上記係争侵害製品の販売総台数総数に平均価格を掛けて、1台あたりの侵害製品の合理的利益を低く設定したとしても、算出した結果は300万元をはるかに上回った。従って、上記証拠を根拠に、松下株式会社が主張した300万元の賠償金額は高い合理性がある。第一審法院が松下株式会社による経済的損失の賠償請求を全額支持したのは、事実と法的根拠がある。

【検討】

本事件での係争専利は「美容器」の意匠専利であり、極めて高い市場価値がある。本件の高額賠償は、侵害損害賠償が知的財産権の市場価値を十分に反映、実現するという司法保護理念を明確に示している。第二審判決はさらに、専利民事侵權事件における侵害収益証拠の審査認定法則を明確にし、類似事件にも一定の指導的な意義がある。

製品主体の意匠を変えずに僅かなところでデザインを変更したり、別途に付属物を追加したりすることでは、意匠権侵害の範囲から逃げられないだろう。

《実務上の指針》

中国では意匠が無審査登録制度なので、コストがかなり安く登録が早いメリットがあり、一方、出願の数は山ほどあるから無効にされやすく、権利侵害時の賠償金額も極めて低いなどのデメリットがある。しかし、近年、中国では知的財産権の保護が重視されており、特許だけでなく、意匠の権利侵害時の賠償額も高くなっている傾向にある。

中国では市場が極めて大きいことから、意匠出願も重視したほうがいいだろう。また、訴訟を提起するとき、証拠の収集をしっかりとした上で請求した経済的損失金額の合理性を十分に説明できれば、中国裁判所が賠償請求額に応じた金額を認定する可能性は高くなるだろう。以上